

# 新型コロナウイルス感染症に関する 生活問題・労働問題（労働者向け） 無料電話法律相談

新型コロナ感染拡大のためにお困りの問題（生活の問題，労働の問題）について，弁護士がお答えします。

お気軽に以下の兵庫県弁護士会無料電話相談までお電話ください。



たとえば・・・

「コロナで仕事が減った職場から，休業を命じられ，その間の給与が支払われません。」

「コロナを理由に突然会社を解雇されました。」

「コロナの関係で収入が減り，家賃の支払いができないほど生活に困っています。」

そのほか，コロナに関する生活の問題，労働の問題であれば，何でもご相談お電話ください！

## 実施期間

2020年4月20日（月）～5月29日（金）

上記期間の月・水・金曜日

※ただし，休日・祝日にあたる場合は実施しません。

## 相談時間

午後1時～午後4時

## 電話番号

☎078-351-1070

※通話料は相談者の方のご負担となります。

主催：兵庫県弁護士会